

VII-12  
7-3  
20

發 525 號

昭和二十一年十一月十一日

文部省學校教育局長

地 方 長 官 殿

義務教育年限延長に伴ふ準備資料調査について

學校制度の改革については、自下教育刷新委員會に於て審議中であるが、その第二特別委員會では概ね左記の如き中間報告を爲し今後その方向へ研究論議を進めることに教育刷新委員會總會の承認を得た。依つて本省に於ても事務企畫上必要があるので、俾りにかくの如き改革を明年度から實施するとすれば、これが準備として管下に於て指直せらるる事項を別紙要領に基き至急その具体的な實施計畫案を立てその計畫調査を十二月十五日迄に本省に到達する様提出されたい。

尙右に關する調査事項以外のことについても地方の實情等に留意すべき事柄・實施上特に問題となる諸點・實施上についての意見等なるべく具体的に詳細報告を願ひたい。

退て本計畫調査書は

- 一、各都市及各地方事務所單位に、その教育行政擔當者を中心として一々各都市町村の實際的な實情に即して具体的な實施計畫を立てそれに基づいて都道府縣に於て集計し取纏める様取計はれたい
- 二、又別紙調査要領の「計畫基準要領」に示されたるもの以上に理想的な實施案樹立可能ならばそれについての「別案」をも示されたい

記

國民學校初等科につづく教育機關の問題

- 一、國民の基礎教育を擴充するため修業年限三ヶ年の中學校を置くこと
- 二、右の中學校は義務制とすること、全日制とすること、男女共學を原則とすること
- 三、校舎は獨立校舎とすること

山崎

154

四 校長及び教職員は専任とすること  
五 各市町村に設置すること  
六 教育の機会均等の趣旨を徹底させるために国民學校初等科につづく  
學校としては右の中學校のみとすること

計 畫 基 準 要 領

一、國民學校初等科につづく教育機關（假稱「初級中學校」）  
ノ修業年限三ヶ年・義務制・費間・全日制とすること

この學校以外には他種の學校を認めないものとする  
義務制實施は昭和二十二年第一學年から逐次之を實施し三ヶ年  
を以て完成するものとする

2. 設置

A. 市町村・市町村學校組合又は町村學校組合はその區域内に  
義務就學者を收容するに足る 初級中學校 を設置するもの  
とすること

B. 通學區域に依り學區制をとるものとする

○ 校舍は獨立校舍とするを原則とすること。但し事情に依つては  
差當り富該市町村又はその組合の現在の國民學校・獨立校舍を  
有する青年學校及中等學校に併置することも差支ないものとす  
ること

D 教室は一學級につき普通教室一を設け事務室及特別教室は一校につき従來の中等學校の例に準じて相當數を設けるものとする  
尙事務室及特別教室は事情に依つては當分の内併置學校の事務室及特別教室を共用することとしても差支ないものとする  
E 公立學校で收容し切れない場合には、現在の私立中等學校を使用することも認めるがその際は經費は國又は公共團體に於て支出するものとする  
更に現在の國民學校に準ずる私立學校の如き特別の事情下に授業料を徴收私立學校を企つるものがあるとすればそれも一應は認めることもあるものとする

### 3. 編制

A 男女共學を原則とすること

B 一學級の生徒定員は五十人を標準とすること

C 職員は一校につき、校長の外事務官一人、一學級毎に教員二人を

置くこととする

D 職員は専任を原則とすること

二 初級中等學校につづく所謂上級中等學校（假稱）については現在は全く未定であるが一應大体この學校は修業年限三ヶ年を原則（四ヶ年乃至五ヶ年のものも認めることあり）とし、全日制（フルタイム）並びに分日制（パートタイム）とし、一週間のものも認める、普通教育又は職業教育を施す各種の學校（若しくは各種の課程を持つ學校）を認めるものとして計畫されたい。

義務教育延長<sup>定規</sup>計画調査書

(第一表)

義務制実施の初級中學校生徒見込数 — (地方別数)

合計	〃	〃	何地方 市	何市	実施第一年度		実施第二年度		実施第三年度(完成)	
					第一學年 該当人員	同上の收容 校舎別内訳 独立校併設校 舎收容舎收容	第一第二學 年該当人員	同上の收容 校舎別内訳 独立校併設校 舎收容舎收容	第一第二第三學 年該当人員	同上の收容 校舎別内訳 独立校併設校 舎收容舎收容

調査上の注意

本表には現在の官立附属及私立學校等の児童にして本年初級中學校に進學する者に付ては減水なく計上すること

(第二表)

義務制実施の初級中學校所要學級數——(地方別數)

合計	"	"	"	何地方市	地方別	実施第一年度		実施第二年度		実施第三年度(完成)	
						所要學級數	同上の校舎 別 内の校舎 計	所要學級數	同上の校舎 別 内の校舎 計	所要學級數	同上の校舎 別 内の校舎 計

(第三表)

初級中學校設置数 (地方別数)

合計	〃	〃	地方別			年度	実施
			何地方 内	何市	何町		
			第一年度	第二年度	第三年度		口民学 校舎を 借用す るもの
							青年学 校舎を 借用す るもの
							中学校 校舎を 借用す るもの
							其他の 公有 建築物 及工場 等
							其他
							小計
							口民学 校に併 設する もの
							青年学 校に併 設する もの
							中学校 校に併 設する もの
							小計
							合計

調査上の注意

1. 本表には別紙(第三表の附表)を参考として添付すること

第三表の参考附表

現在學校の校舍充當見込數——(都道府縣總數)

區分	現在學校の校舍充當見込數	
	(都道府縣總數)	(都道府縣總數)
高等科單置の國民學校 <small>を</small> 轉用するもの		
其の他の國民學校の校舍を轉用するもの		
青年學校の校舍を轉用するもの		
中等學校の校舍を轉用するもの		
合計		



(第四表)

義務制実施の初級中學校所要普通教室数(地方別数)

合計	支庁管内	何地方	何市	所要教室総数 左に右に得る現在教室数 差引不足数	地方別		区分			
					区	分	実施第一年度	実施第二年度	実施第三年度(完成)	
					教室数	同上の校舎 別内の校舎 の学校併設校舎 の学校の学校	教室数	同上の校舎 別内の校舎 の学校併設校舎 の学校の学校	教室数	同上の校舎 別内の校舎 の学校併設校舎 の学校の学校

調査上の注意

1. 學校以外の建物転用の場合模様換により教室として使用し得るものは本表に於ては「右に充當し得る現在教室数」として計上すること

(第五表)

義務制実施の並初級中學校所要特別教室数——(地方別表)

——様式は第四表と同じ——

(第六表) 初級中學校所要教員数——(都道府縣総数)

右の内訳										所要 総数	区 分
兼任者					専任者						
計	中等学校より兼務	普通学校より兼務	国民学校より兼務	差引不足数 (新規採用数)	計	補充 数	補充 得 る 数	右の内現 在員より 補充 する 数	右の内現 在員より 補充 する 数		
										計	専任 数
											総数
											同上の勤務学校校舎別 の学校
											併設校舎 の学校
											総数
											同上の勤務学校校舎別 の学校
											併設校舎 の学校
											総数
											同上の勤務学校校舎別 の学校
											併設校舎 の学校

(第七表)

初級中學校の校舍建築費及模様換等修繕費(地方別数)

地方別	区	介	何下		何地方事		修繕管内		合計
			建築費	模様換等	建築費	模様換等	建築費	模様換等	
			支	出	支	出	支	出	
			所	所	所	所	所	所	
			第一年度	第一年度	第一年度	第一年度	第一年度	第一年度	
			要	要	要	要	要	要	
			支	出	支	出	支	出	
			所	所	所	所	所	所	
			第二年度	第二年度	第二年度	第二年度	第二年度	第二年度	
			要	要	要	要	要	要	
			支	出	支	出	支	出	
			所	所	所	所	所	所	
			第一年度	第一年度	第一年度	第一年度	第一年度	第一年度	
			要	要	要	要	要	要	

調査上の注意

1. 建築費及修繕費は地方の事情により異なるは當然なるも濫りに過大又は照少の見積りとならざるを避くるため道府縣に於て成るべく標準単価を設ける等の方法を講じ本表備考として当該標準単価調査を本表に添付すること

2. 校舍の経常的修繕費は維持費に属するものとして本表には計上しないこと

(第八表)

初級中學校の校地拡張費及建物買収費(地方別数)

― 様式は(第七表)と同じ但し同表区分欄の

「建築費」模様換修繕費は「校地拡張費」

「建物買収費」と改める

(第九表)

初級中學校の設備費(一) (地方別数)

地方別	実施第一年度支出所要	実施第二年度支出所要	実施第三年度支出所要
何市			
地方			
計			

調査上の注意

人(其の二)調査上の注意に同じ標準單價調査注付に付亦同ト

(第十表)

義務制實施の初級中學校生徒として就學奨勵を要する者の數

地 方 別	何 方 事 務 内 部			
	市	町	村	管内
實施第一年度見込數				
實施第二年度見込數				
實施第三年度見込數				
合 計				

(第十一表)

公立中等學校で初級中等學校に充當せしむる學校調一(都道府縣總數)

合計	私立	公立	現在の状況					充當後の初級中等學校					
			校数	級数	教室数	職員数	生徒数	校数	級数	教室数	職員数		

調査上の注意

私立初級中等學校に充當せしむる私立中等學校で私立初級中等學校に於て授業料を徴収するものあるときは其の學校分は括弧を附し外書計上すること